

半田市キャラクター商品化使用取扱審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市キャラクター（以下「キャラクター」という。）の商品化使用取扱について、審査・検討を行うため、半田市キャラクター商品化使用取扱審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、半田市キャラクター商品化使用取扱要綱において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) キャラクターの商品化使用取扱の審査・検討に関すること。
- (2) その他、キャラクターの商品化使用取扱に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ産業課長及び観光課長をもって充てる。
- 3 委員は、市長が委嘱する次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 新美南吉記念館事務長
- (2) 半田市観光協会事務局長
- (3) 半田商工会議所事務局長

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部産業課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。